

事務連絡
令和2年5月14日

各地方運輸局交通政策部長 殿
〃 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長
自動車局旅客課長

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件の緩和等
について

過疎地等の地域において必要な移動手段を確保・維持するための乗合バス、コミュニティバス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送については、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送人員が減少している中で、地域の生活や産業を支えるサービスの継続が求められていることから、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件等については、令和2年度以降、当分の間、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（令和2年4月2日改正。以下「交付要綱」という。）及び「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（令和2年4月2日改正。以下「実施要領」という。）の規定にかかわらず、下記のとおり取り扱うこととするので、了知するとともに、関係者あて周知をお願いいたします。

記

1. 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について

(1) 令和2年度生活交通確保維持改善計画における補助について（確認）

交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「ホ」により、令和2年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により15人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。

交付要綱別表2「補助対象経費の算出方法」により、生活交通確保維持改善計画が認定された時点で「1.」及び「5.」の適用のない系統について、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により、同基準を適用させることはない。

(2) 令和4年度及び令和5年度の生活交通確保維持改善計画について

交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「ホ」の「過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超ではないもの。」について、令和2年度における実績輸送量が、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により15人未満となっても、これにより、令和4年度及び令和5年度の生活交通確保維持改善計画において補助対象外とすることはない。

(3) 生産性向上の取組みの取扱いについて

運送収入等の減少が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等によるものであった場合は、交付要綱第7条第5項及び第6項ただし書きの「外的要因」にあたるものとする。

2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

(1) 交付要綱別表7（補助対象事業の基準）の補助対象事業の基準について、「ト」の基準は適用しない。

(2) 交付要綱別表9（再編計画に係る補助対象事業の基準）の補助対象事業の基準について、「ヘ」の基準は適用しない。

(3) 実施要領2. ⑬ア及びイの規定は、適用しない。

3. 生活交通確保維持改善計画の認定申請日等について

交付要綱第8条第2項（第18条の規定により準用する場合を含む。）に規定する申請日及び実施要領2. (1)③ア. 1～4)に規定する大臣が指定する日について、「6月30日」を「7月31日」とする。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響により計画運行回数等を変更する場合の生活交通確保維持改善計画の変更について

新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等に伴い、計画運行回数を変更する場合について、都道府県協議会等の内諾を得た場合においては、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定によらず、運行開始後に連絡を行うとともに、交付要綱第11条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の補助金交付申請の際に報告することとする。

なお、都道府県協議会等の希望により、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定による事務を行う場合はこの限りでない。

更に、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定による事務を行う場合においても、事後の申請、事後の計画認定を可能とする。

5. その他

上記のほか、地域の特性・実情を踏まえ個別に判断が必要となる場合は、各担当まで問い合わせ頂きたい。

以上